

マイナンバーカード 電子証明書・カード本体の更新 対象の方に通知を送付

10月から

電子証明書の更新について

マイナンバーカード(個人番号カード)に付帯する2つの電子証明書(利用者証明用電子証明書・署名用電子証明書)の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までです。(外国人住民の方は在留期間によって異なります。)更新対象の方に、J-LEIS(地方公共団体情報システム機構)から通知が郵送されます。

有効期限確認方法について

「電子証明書の更新」発行時にお渡しした電子証明書の写しを確認できます。また、「公的個人認証サービスポータルサイト」の「オンライン窓口」から確認できます。

更新の手続きは、有効期限の3か月前から有効期限までできます。期限をご確認の上、お早めに更新手続きをお願いいたします。なお、電子証明書の更新にかかる手数料は無料です。

「e-Tax」・「コンビニ交付をご利用の方はご注意ください」有効期限が切れてしまうと、e-Taxを使用した確定申告やコンビニのマルチコピー機を利用した住民票の取得などができなくなりますのでご注意ください。

マイナンバーカード本体の更新について

マイナンバーカード発行時に20歳未満だった方は、カード発行日から5回目の誕生日でカード本体の有効期限を迎えます。引き続き、ご利用を希望する場合は、再交付申請が必要です。こちらでもJ-LEISから通知



た場合は区民課住民記録係(区役所2階3番)および区内8か所の出張所にて再発行の手続きができます。

「カード本体の更新」

カード本体に「〇年〇月〇日まで有効」と記載されています。

「カード本体の更新」

マイナンバーカード(有効期限内)・再交付申請用の顔写真(※代理人の方が手続きする場合は事前にお問い合わせください)※マイナンバーカードの有効期限は発行日から10回目の誕生日となります。

「電子証明書の更新」

「公的個人認証サービスポータルサイト」<https://www.jp-ls.go.jp/online/> ※ご利用にはICカードリーダライタ、パソコンおよび利用者クライアントソフトのダウンロードが必要です。

「電子証明書の更新」

発行時にお渡しした電子証明書の写しを確認できます。また、「公的個人認証サービスポータルサイト」の「オンライン窓口」から確認できます。

「マイナンバーカード交付窓口」

○区役所2階
○総合区民センター2階(大島4-5-1)
○豊洲ビックセンター11階区民広場(豊洲2-2-18)

お持ちいただくもの

「電子証明書の更新」

対象年齢 (令和元年12/31現在)	自己負担額
① 75歳以上の方	無料
② 65歳~74歳の方	2,500円
③ 60歳~64歳のうち身体障害者手帳1級で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する方	2,500円
④ ②、③のうち、生活保護受給者、中国残留邦人等の支援給付受給者	無料

高齢者インフルエンザ予防接種 自己負担額2,500円 または無料 10/1(火)~

「接種期間」

10月1日(火)~令和2年1月31日(金)

「人費」

下表のとおり

「接種の方法」

個別通知(9月30日(月)以降、順次発送)で送付した接種予約票を、接種する江東区契約医療機関(通知に一覧を同封)に提出。

「保健所保健予防課感染症対策係」

☎(3647)5879
FAX(3615)7171

年金生活者支援給付金制度 対象の方に案内を送付 10/1(火)~

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

「対象となる方」

① 老齢基礎年金を受給している方で次のすべての要件を満たしている方
○65歳以上である
○世帯員全員の住民税が非課税

この窓口は区内にお住まいで、建替え等により立ち退きを求められている方や、家賃負担が過重となり、より家賃の安い転居先を探している方等に対し、不動産業者団体の協力を得て相談を受けるものです。

「相談員」

江東区居住支援協議会員

「高齢者世帯」

区内居住で65歳以上のひとり暮らしの方または65歳以上の方を含む60歳以上の方で構成する世帯

「障害者世帯」

身体障害者手帳(1級から4級)、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神通院)の交付を受けている方のいる世帯または精神障害により障害年金を受給している方のいる世帯

「ひとり親世帯」

扶養する18歳未満の子ひとり親のみの世帯

「住宅課住宅指導係」

電話または窓口で

☎(3647)9473
FAX(3647)9268

「請求手続き」

① 平成31年4月1日以前から年金を受給している対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬より順次発送されています。同封されている請求書(はがき)を記入し速やかに郵送してください。

② 平成31年4月2日以降に年金を受給し始めた方は、年金の請求手続きと併せて年金事務所または市町村で請求手続きをしてください。

※日本年金機構や厚生労働省から、口座番号を聞いたり、手数料などを求めることはありませんので、不審な電話や案内にご注意ください。

「年金生活者支援給付金に関する問合先」

○給付金専用ダイヤル
☎0570(05)4092

○江東年金事務所
☎(3683)1231
FAX(3681)6549

○区民課年金係
☎(3647)1131
FAX(3647)9415

